

○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認められる場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚</p>	<p>第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第三百二十一条の三 (同上)</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚</p>

の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者であつて、十八歳未満のもの又は精神に障害があるもの

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者であつて、十八歳未満のもの又は精神に障害があるもの

（削る）

二 次に掲げる措置

イ （略）

ロ 検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者が聴取すること、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影

の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、

心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ （略）

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

響を与えないようにするために必要な措置

② (略)

附則

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法（以下この条及び附則第二十条において「新刑法」という。）第一百七十六条、第一百七十七条及び第八十二条の規定の適用については、新刑法第一百七十六条第一項及び第八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、新刑法第一百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する新刑法第一百七十六条、第一百七十七条及び第八十二条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後三年以内に、心理的外傷その他性犯罪の被害者が性犯罪により心身に受ける影響、性犯罪の被害者が子ども又は障害者である場合の特性、性犯罪の被害者の心身の健康を回復させるための方法その他の性犯罪における被害の

② (略)

附則

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第一百七十六条、第一百七十七条及び第八十二条の規定の適用については、同法第一百七十六条第一項及び第八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第一百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第一百七十六条、第一百七十七条及び第八十二条の規定の適用についても、同様とする。

(新設)

実情に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、新刑法及び新刑事訴訟法の施行の状況等を勘案し、次に掲げる事項を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

一 積極的な同意がない状態でのわいせつな行為又は性交等（新刑法第七十七条第一項に規定する性交等をいう。）（以下「わいせつな行為等」という。）を処罰するための新刑法第七十六条第一項及び第七十七条第一項の罪の要件の見直し

二 新刑法第七十六条第三項及び第七十七条第三項に規定する年数の見直し

三 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力があることに乗じたわいせつな行為等の罪の新設

四 性犯罪について公訴時効の期間を更に延長すること又は公訴時効の対象から除外することその他の性犯罪に係る公訴時効の在り方